

○国土交通省告示第千三百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十六年十月十九日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道3号改築工事（川尻バイパス・熊本県下益城郡富合町大字志々水字雨田地内から同県宇土市新松原町字佐野免地内まで）並びにこれに伴う農業用水路及び町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 熊本県下益城郡富合町大字志々水字雨田、大字古閑字草坪、字四反田、字下江中島及び字江中島、大字田尻字平碇、字戸崎前、字六反田、字穂足、字前田及び字四反田、大字南田尻字馬場口、字潮入及び字江崎並びに大字三拾町字壺町田地内

熊本県宇土市三拾町字野原町及び字横打、水町字水町並びに新松原町字佐野免地内

2 使用の部分 熊本県下益城郡富合町大字志々水字雨田、大字古閑字草坪、字四反田、字下江中島及び字江中島、大字田尻字平碇、字戸崎前、字六反田、字穂足、字前田及び字四反田、大字南田尻字馬場口、字潮入及び字江崎並びに大字三拾町字壺町田地内

熊本県宇土市三拾町字野原町及び字横打並びに水町字水町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県下益城郡富合町大字小岩瀬字川原田地内から宇土市新松原町字佐野免地内までの延長3,550mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道3号改築工事（川尻バイパス）並びにこれに伴う農業用水路及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に供用している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、一般国道3号改築工事（川尻バイパス）（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する工事であり、また、本体工事の施工により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する工事であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体工事の施工により遮断される農業用水路の従来機能を維持するた

めの付替工事については、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道3号は、福岡県北九州市から、福岡市、熊本県山鹿市、熊本市、宇土市、八代市、水俣市を経由して鹿児島県鹿児島市に至る九州西部の主要都市を結ぶ重要な幹線道路である。

このうち本件区間に係る一般国道3号（以下「現道」という。）は、熊本市街地への主要な幹線道路として自動車交通量が多いところ、幅員が一部狭小で歩道の整備も十分でない2車線道路であり、慢性的な交通渋滞が発生していることから、幹線道路としての機能が低下し、安全かつ円滑な交通が阻害されている。

平成14年10月に起業者が行った現地調査によると、現道内の交通量は、下益城郡富合町大字田尻地内で22,640台／12h、混雑度2.78となっている。また、熊本県交通渋滞対策協議会が策定した「熊本県第3次渋滞対策プログラム」において、松原交差点が主要渋滞ポイントに指定されており、平成9年10月に起業者が行った現地調査によると、同交差点を起点として一般国道3号（松橋バイパス）方面、一般国道57号方面及び県道八代鏡宇土線方面へそれぞれ500m、550m、550mの渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、現道における交通渋滞の緩和が図られるとともに、自転車歩行者道の整備により歩行者等の安全が確保され、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成15年11月に環境影響評価を任意に実施したところ、いずれの項目においても、環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体工事の事業計画は、昭和57年7月29日に都市計画決定、平成16年2月27日に変更決定されており、変更後の都市計画と整合している。

さらに、本体工事の施工に伴う町道付替工事及び農業用水路付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、現況下においても交通量が多く、慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線周辺の市町の長及び議会議長からなる国道3号「緑川橋～八代市区間」整備促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合

理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 熊本県下益城郡富合町役場建設課及び同県宇土市役所建設部都市計画課